

## 落札者決定基準

### 1 評価の対象とする項目

- (1) 契約の対象となる案件等の「価格」及び「技術的要素等」とする。
- (2) 「技術的要素等」は、別表1「提案書評価表」のとおり「就労貢献要素」及び「技術的要素」によるものとする。

### 2 総合評価の方法

総合評価は、技術等評価点と価格評価点の合計点で行うこととする。

#### 【技術等評価点】

- ・別表1「提案書評価表」の該当項目の合計点（20点満点）とする。

#### 【価格評価点】

- ・次の算式により算出する。

- ① 低入札価格調査の基準価格以上予定価格以下で応札した者  
 $80 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$
- ② 低入札価格調査の基準価格未満で応札した者  
 $80 \times (1 - \text{低入札価格調査基準価格} \div \text{予定価格})$

なお、価格評価点に少数点以下の端数がある場合は、少数点以下第1位の端数を四捨五入する。

### 3 低入札価格調査基準価格を下回る場合の取扱い

工事及び工事に係る委託業務、庁舎等清掃業務、庁舎等警備業務及びボイラー等運転操作業務の委託業務について、低入札価格調査制度を適用することとし、2の総合評価によって、最も有利な入札者の申込に係る価格が低入札価格調査の基準価格を下回る場合において、契約の履行に関し調査した結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、当該入札価格をもって入札をした者を落札者とししないものとする。

なお、低入札価格調査の基準については、次のとおりとする。

#### (1) 工事等

「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続きについて」（平成14年10月29日付建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）及び「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」（平成14年10月29日付建情第493号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）による。

#### (2) 庁舎等清掃業務等

「庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取扱いについて」（平成14年12月25日付総務第1064号総務部長、出納局長通達）による。

#### 4 落札者の決定

- (1) 2及び3により、最も有利な入札者を決定する。
- (2) 落札者の決定に当たっては、別表2「総合評価審査表」及び別表3「落札者決定調書」を使用する。

#### 5 技術等評価点（就労貢献要素、技術的要素）審査方法

##### (1) 就労貢献要素

- ア 提案書提出時において、障がい者就労支援企業<sup>注</sup>の認証を取得している場合  
障がい者就労支援企業として認証され取得した当該認証ポイントのうち、「総合評価競争入札制度」に係る技術等評価点の基準によるものとする。  
※障がい者就労支援企業認証書の写しを添付
- イ 提案書提出時において、障がい者就労支援企業認証を申請中の場合  
障がい者就労支援企業認証申請内容により審査を行うものとする。  
※認証申請書〔別記様式第1号（要綱第5関係）（総括表）〕（道障がい者保健福祉課の収受印があるもの）の写しを添付
- ウ 提案書提出時において、障がい者就労支援企業認証の申請が見込まれる場合等  
別表1に基づき、別紙1により該当する項目毎の添付様式及び挙証書類により審査を行うものとする。

##### (2) 技術的要素

別表1に基づき、別紙2により該当する項目毎の挙証書類により審査を行うものとする。

注：「障がい者就労支援企業」とは、北海道障がい者条例（北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例）第30条に基づき、障がい者の就労支援を行う事業者として、知事が認証した企業等をいう。